

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農家の皆様への主な支援策

☆ 令和2年6月1日時点の情報です。
最新の情報については、各問い合わせ先   にご確認ください。

1 資金繰りにお困りの方へ

◇持続化給付金（経済産業省）

ひと月の売上が前年の同月に比べて50%以上減少している個人農業者や農業法人などに対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付額】 個人は上限100万円、法人は上限200万円
※ 昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

 持続化給付金事業 コールセンター
0120-115-570
IP電話専用回線：03-6831-0613



◇農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金

経営状況が悪化した農業者に対し、緊急的に対応するために必要な長期運転資金や、経営改善のための資金を融資します。

その他の融資も含め、貸付当初5年間実質無利子化などの支援策があります。

 (農林漁業セーフティネット資金)
日本政策金融公庫千葉支店
043-238-8501



 (農業近代化資金)
各農業事務所、県団体指導課
043-223-3075

※ 各農業事務所の
電話番号は裏面を
ご覧ください。



2 雇用維持や人材不足でお困りの方へ

◇雇用調整助成金（厚生労働省）

雇用している労働者に対して一時的に休業等を行い、雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金などの一部を助成します。

助成率の引上げや受給要件の緩和などの特例措置が実施されています。

 千葉労働局
043-221-4393



裏面もご覧ください

2 雇用維持や人材不足でお困りの方へ

◇農業労働力確保緊急支援事業（農林水産省）

- (1) 人手不足となり、代替として農作業を行う人材を雇用した農業経営体に対し、雇用する際に必要となる経費（交通費、宿泊費、賃金等）の掛かり増し分を支援します。
- (2) 農業経営体や地域のJA等が、代替人材等を確保するための募集活動等（求人情報誌等への掲載、求人チラシの作成費等）の取組を支援します。

【補助率】 (1) 定額 (2) 対象経費の1/2以内

 県担い手支援課
043-223-2905

 全国農業会議所
0120-150-055
 info@for-farmer.jp



(農林水産省)

3 野菜、花き、果樹等の次期作に取り組む方へ

◇高収益作物次期作支援交付金（農林水産省）

(1) 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

- ・次期作に前向きに取り組む野菜・花き・果樹等、高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援します。

【定額支援】 10a 当たり5万円 ※¹

また、高集約型経営である施設園芸については、交付単価を新たに設定します。

【施設花き等】 10a 当たり80万円 【施設果樹】 10a 当たり25万円

- ・新たな品種や新技術の導入等の取組を支援します。

【定額支援】 10a 当たり2万円×取組数 ※²

(2) 厳選出荷に取り組む生産者への支援

- ・花き等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援します。

【定額支援】 1人・1日当たり2,200円

※¹、※²は、中山間地域等では支援単価を1割加算

※ 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援



(農林水産省)

 各農業事務所、県生産振興課
043-223-2882

☆ 新型コロナウイルス感染症の影響を含め、農業経営でお困りのことがある方は、各農業事務所（企画振興課）に御相談ください。

千葉農業事務所 043-300-1985

東葛飾農業事務所 04-7143-4121

〃(改良普及課) 04-7162-6151

印旛農業事務所 043-483-1129

香取農業事務所 0478-52-9192

海匝農業事務所 0479-62-0156

山武農業事務所 0475-54-1122

長生農業事務所 0475-22-1751

夷隅農業事務所 0470-82-4956

安房農業事務所 0470-22-7131

君津農業事務所 0438-25-0107



☆ 県ホームページでは、その他の支援策も掲載しています。

＜このチラシに関するお問い合わせ先＞ 千葉県農林水産政策課 ( 043-223-2807)